

## 民間による JCM 活用のための促進策のとりまとめに向けた提言

2022 年 3 月

民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会

### 序文

気候変動問題は、我が国における温室効果ガスの排出削減だけで解決できる問題ではなく、世界全体で排出削減を行っていくことが必要不可欠である。

このような考えの下、これまで日本国政府は、海外における削減に対する貢献策の一つとして、途上国等への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するために推進する二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）を推進してきた。

日本国政府は、昨年 10 月に改定された地球温暖化対策計画（後述）及び 2021 年 11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）でのパリ協定 6 条の市場メカニズムのルール合意（後述）も踏まえ、従来の政府資金支援のみならず官民連携で JCM の活用拡大を進めるための一方策として、民間資金を中心とした JCM プロジェクトの組成を促進させる方針を表明している（例、環境省 COP26 後の 6 条実施方針（2021 年 11 月 26 日発表））。「民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会」（以下、本検討会）では、パリ協定の枠組みに沿って実施・改正されている現行の JCM 制度を前提としつつ、民間企業による更なる JCM プロジェクト形成の促進に当たり、民間企業のヒアリング結果等も踏まえ、政府と民間企業の役割分担や実務的な課題を整理した上で、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）の民間主導による低炭素技術普及促進事業や環境省の JCM 設備補助事業等の政府資金を活用しない民間資金を中心とした JCM（以下「民間 JCM」という）事業の組成促進策を検討し、日本国政府に対し以下の提言を行うものである。

### 1. JCM の現状と課題認識の整理

#### **1.1 JCM を巡る状況（現状、COP26 を踏まえた動向）**

2021 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、国内の削減対策に加え、国際協力を通じた取組として、「途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の「国が決定する貢献（NDC）」の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。これにより、官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO<sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」ことが明記された。

この野心的な目標を達成するためには、官民一体となって更なるパートナー国の拡大も視野に入れた JCM プロジェクトの推進を強化・拡充することが重要である。民間企業のみでは事業化が難しい案件に関しては、引き続き JCM への政府資金による支援を通じて事業を促進していく一方で、今後は民間 JCM の実施・拡大を図っていくことが重要である。政府資金を活用した JCM プロジェクトの実績が多い分野や、方法論などの技術面や資金面の課題が少ない等の理由から民間資金のみでの事業化が可能な案件、または政府資金を活用した JCM プロジェクトが困難な分野では、民間 JCM の活用が期待される。

国際社会の状況に目を向けると、COP26 にて、パリ協定第 6 条（市場メカニズム）の実施指針について合意がなされた。パリ協定第 6 条 2 項では、国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の使用を含む協力的アプローチに関する規定が示されている。協力的アプローチでは、ITMOs をパリ協定締約国間で移転し、NDC の達成に向けて使用することが可能とされ、そのガイダンスにおいて、ITMOs の定義、二重計上の回避方法である相当調整、締約国による協力的アプローチに関する報告とそのレビュー、適応への自主的な貢献等が規定されている。日本国政府は、JCM をパリ協定第 6 条 2 項に沿った取組として実施するため、2022 年 1 月、日本国 JCM 実施要綱および日本国での JCM 利用に関する約款を改定し、さらにパリ協定および関連する決定文書に基づく JCM クレジットの承認および相当調整の案についてパブリックコメントを実施している。

## 1.2 民間による JCM 活用の意義および制度整備に関する民間からの期待

パリ協定等を契機に、日本国政府のみならず我が国民間企業においても、カーボンニュートラルを宣言するなど温室効果ガス（以下「GHG」という）排出削減に向けた動きが活発化しており、その達成のため、排出削減・吸収活動の成果を定量的に評価する削減・吸収クレジット（以下「クレジット」という）の活用に関する関心が高まっている。一方で、クレジットの活用に対しては、自らによる GHG 排出削減努力の先延ばし、二重計上、環境十全性等の観点からその活用に批判的な声もある。

この点、まず民間企業においては、自らのエネルギー消費量の削減やエネルギー転換による排出量削減を最優先とし、それらを進めた上で、なお残る排出量削減を補完する目的でクレジットを活用するヒエラルキーアプローチが中心となっている。また、政府におけるクレジットの活用については、諸外国では国内対策を優先する考えから、制限的な位置づけに置く傾向にある。我が国でも、上述の地球温暖化対策計画において NDC での削減目標への JCM クレジットの活用が決定されたが（改定前の同計画では、JCM は削減目標積上げの基礎としていない、とされていた）、まずは国内での温室効果ガス排出量・吸収量の目標が掲げられ、国内対策が優先されている。JCM クレジットは、政府間の決定で発行されるものであり、保守的なリファレンス排出量の設定等を通じた純削減（net emission reduction）の達成により宿主国の NDC 達成にも寄与するだけでなく、登録簿の設置によりダブルカウントを防止し、2021 年以降の発行クレジットについてはパリ協定 6 条に沿った相当調整も行われる。このような状況から、JCM クレジットは、上記批判にも応え得るクレジットとして関心が高まっている。JCM クレジットは、無効化することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の算定報告公表制度に基づき、企業が報告する GHG 排出量の調整や、カーボンニュートラル等の企業目標の達成に向けた GHG 排出

量のオフセットに活用でき、これらは日本の NDC 達成に活用することができる。

他方で、現状の JCM では、排出削減・吸収事業の実施に際して政府資金支援を活用し、JCM クレジットの大部分を日本国政府が保有する形態となる JCM プロジェクトが大宗を占め、民間企業が保有する JCM クレジット量が限られること、現状でも民間企業同士での JCM クレジットの相対取引は行えるものの、相対取引に限られない取引形態を含むクレジット取引市場が未整備であるためクレジットの価格付けが難しいこと、民間企業が自らの資金で積極的に JCM プロジェクトを実施し、JCM クレジットを取得・活用するための促進策等が明確化されていないこと等、民間企業による JCM プロジェクトの形成、それによるクレジット取得や取引、同クレジットのオフセットの取組みのための活用等、さまざまな段階において課題がある。

これらを踏まえ、民間 JCM の活用を促進するためには、まずは現行の JCM 制度を前提としつつ、具体的な手続等の整備が必要である。

民間 JCM プロジェクトにおいても、従来の JCM 政府資金支援事業と同様に、パートナー国との合同委員会对応（JCM プロジェクトとしての登録やクレジット発行の決定等）に関しては政府が主体となっ て対応することになるが、民間 JCM の実施に関する具体的な手続等については、その特性に鑑み、予めプロセスを明確にすることなどが、まずは求められる。また、JCM クレジット発行に至る GHG 排出削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施に係る支援についても、個別案件の内容や必要性、予算的制約等に応じた政府支援のあり方を検討することも望まれる。さらには、民間企業が自らの資金による JCM の活用の是非を判断するにあたって、JCM プロジェクトとしての実施可能性やクレジットの配分など、一定の予見可能性の確保に向けた手続等の整備も求められる。加えて、民間 JCM プロジェクトを促進するためには、企業が案件を組成・実施するプロセスとタイミングに合わせた JCM プロジェクトとしての登録やクレジットの発行、案件の性質や必要性に応じた方法論、MRV 等への政府の関与・支援などが重要となる。

なお、本提言内容はあくまで民間 JCM の実施の観点からのものであるが、上記内容は民間 JCM プロジェクトだけでなく、すべての JCM プロジェクトの促進にもつながる課題でもある。

また、民間 JCM プロジェクトの実現可能性については、既存例がほとんど無い中でパートナー国との協議が必要となることや、我が国民間企業の申請内容によっては事業が多種多様になり得ることから、本提言の内容を満たせば事業として実現可能になるものではなく、日本国政府および今後申請を行う我が国民間企業においては、これらの不確実性に十分留意して事業内容に応じた柔軟な対応だけでなく、事業者自身によるパートナー国との必要に応じた事前の合意形成なども求められる。

## **2. 民間による JCM 活用のための促進策の基本的な考え方**

### **2.1. 横断的な支援**

#### **2.1.1. パートナー国への「日本の貢献」としての説明の考え方**

政府資金は有限であり、JCM を活用してパートナー国での温室効果ガスの排出削減・吸収の事業を進め、上述の地球温暖化対策計画における JCM の関係目標を達成するためには民間 JCM の活用は欠かせない。しかし、民間 JCM は、日本国政府による資金支援を伴わないため、パートナー国から民間

JCM のメリットについて説明が求められると見込まれ、「日本の貢献」についての十分な説明が必要になる。事業者によるプロジェクトの実施可能性を高めるには、政府間対話の機会なども活用しながら、パートナー国の NDC の考え方に沿って、我が国民間企業が有望とする民間 JCM の事業類型の特定を行い、「日本の貢献」の内容を整理・説明し、パートナー国政府の理解を事業実施前に得ることが必要である。パートナー国政府に対する「日本の貢献」として想定され得る事項を以下に示す。

#### ① 排出削減・吸収に貢献する案件の組成

JCM という仕組みがあることにより、我が国民間企業による排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術等を導入する事業の組成に繋がっている点を説明することが必要である。加えて、そのような案件の実施を通じて、我が国民間企業がパートナー国への新たな投資や技術移転及び能力構築等を促進することにより、②以下の貢献にもつなげていくことが望ましい。特に、資金面の貢献では、民間 JCM においては我が国民間企業によるパートナー国への投資等が想定されるが、これは、資金面での「日本の貢献」が、政府による資金支援から民間企業による支援に置き換わったものとみなし得る。

#### ② パートナー国の NDC に対する貢献

パートナー国は、自国の NDC 達成を重要視していると考えられることから、民間 JCM においても、パートナー国の NDC 達成への貢献は重要であり、提案される民間 JCM プロジェクトを推進することの NDC 達成に向けての意義を明確にし、その推進に向けたパートナー国との事前合意形成を図ることが適切である。

また、パートナー国において、NDC 目標達成のためには、GHG 排出削減・吸収に資する数多くの事業の実施が不可欠であると考えられる。民間 JCM において、我が国民間企業が、パートナー国においてプロジェクトを実施し、新たな GHG 排出削減・吸収が実現することは、6 条の国際ルールに従い日本側が獲得する JCM クレジットをパートナー国として排出量に上乗せする相当調整を行ってもなおパートナー国の NDC 達成にも寄与するものであることが、「日本の貢献」としての理解を深めるためには重要であろう。

#### ③ パートナー国の NDC 達成以外の貢献

民間 JCM に限らないが、JCM プロジェクトには、NDC 達成以外の貢献にも繋がる。想定され得る貢献を以下に示す。

##### ● SDGs への貢献やコベネフィット効果

パートナー国に対し、JCM プロジェクトの実施によって SDGs への貢献等、コベネフィット効果をもたらすなどの副次的効果も持ちうる。

##### ● エネルギー需給の安定化

パートナー国において、脱炭素技術による新たな再生可能エネルギー（再エネ）事業への投資や省エネ対策の実施は、多くの国が掲げる NDC 達成の推進のみならず、エネルギー需給の安定化、さらにはエネルギー市場のレジリエンス向上（あるいはエネルギー安全保障）にも寄与する。民間 JCM プロジェクトでも同様に、再エネ・省エネの促進が実施され、事業の同国内での水平展開に

より、パートナー国のエネルギー供給の安定化に貢献することが可能である。

- **技術導入・投資の促進**

パートナー国によっては、関心分野を定めて外資誘致の促進策を講じていることもあり、民間 JCM プロジェクトがそのようなパートナー国の関心と合致すれば、外資誘致の促進（ひいては、国内の関係産業の振興）にも繋がり得る。

### 2.1.2. パートナー国側、日本国政府側（政府、関係民間企業）のクレジット配分の考え方

- JCM プロジェクトから創出されるクレジットは、パートナー国政府、パートナー国事業者、日本国政府、日本の民間企業へと配分され得る。民間企業にとっての投資判断の重要情報となるクレジット配分への予見可能性を考慮すれば、あらかじめクレジット配分ルールを定めることを目指すべきだが、まずは、これまでに政府資金支援事業で使用されている事業案（例、環境省設備補助事業では Project Idea Note : PIN)の送付などの事前確認手続などを参考として手続きを準備することが適当である。
- パートナー国政府への配分は、JCM 制度の構築や実施等を提供する対価として既存 JCM プロジェクトにおけるクレジット配分の考え方も参考にしつつも、個別の民間 JCM プロジェクトの特徴も踏まえて、あらかじめ配分を決定しておくことが適当である。
- 日本国政府に対しても、パートナー国政府同様、JCM 制度の構築や実施等を提供する対価としての配分は考えられる（たとえば、日本国政府による制度の構築や実施等を提供する対価として、民間企業が獲得するクレジットの xx %を日本国政府に配分する、最低 yy tCO<sub>2</sub> を日本国政府に配分する、等）。他方で、民間企業の利益を最大限考慮する観点から、そのような配分を求めないと整理しうる余地があるかについては、日本の国益や民間企業によるクレジット活用用途に関する国際的な議論（参考；JCM 実施要領第 5 条 2 項）を踏まえた検討が必要である。
- 目指すべき配分ルールの考え方の一例を以下に記すが、今後、パートナー国政府と民間 JCM プロジェクトの内容も踏まえ個別に協議を行い、パートナー国毎に事前に設定されることが適当である。
  - ① 両国政府へのクレジット配分について定量的なルールを事前に設定し（例、一定割合を JCM の制度使用手数料として天引きする 等）、民間企業間の配分は、当事者間の協議に委ねる。ないしは、両国民間企業間の配分にも事前に一定の定量的なルールを設定する（例、資金の負担割合に応じて決定 等）。
  - ② 両国間でのクレジットの配分の定量的なルールを事前に設定し、それぞれの国内での政府・民間企業間の配分は当事者間の協議に委ねる。
- なお、クレジット配分の予見可能性の重要性は、民間 JCM だけでなくすべての JCM プロジェクトに共通する点であり、また現行の JCM における二国間制度文書（二国間合同委員会における「実施規則（ROI : Rules of Implementation）」等）との整合性にも留意する必要がある。

#### <参考：JCM クレジットの用途（JCM 実施要項第 5 条 2 項）>

(JCM クレジットの用途)

## 第5条

2 JCM クレジットを保有する口座名義人は、当該 JCM クレジットを、次の各号に示す用途に用いることができる。

- 一 無効化することによる、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第1条第4号に基づく調整後温室効果ガス排出量の調整
- 二 前号を除く、無効化することによるカーボン・オフセット及びその他への活用
- 三 取消しすることによる、国際的な排出削減制度における活用（ただし、当該制度の実施主体により活用が認められた JCM クレジットに限る。日本国政府は当該制度及び活用が認められた JCM クレジットを JCM ウェブサイト（<https://www.jcm.go.jp/>）において公表する。）
- 四 前号を除く、取消しすることによるカーボン・オフセット及びその他への活用

### 2.1.3. 予見可能性の確保

民間企業による積極的な実施を促進するため、投資判断の前提となる JCM プロジェクトとしての実施可否やクレジット配分に関する予見可能性の確保は、民間 JCM にとっては特に重要となる（民間 JCM では事業者にとっては政府資金支援の獲得よりもクレジット取得が主目的となりうるため、政府資金を活用した JCM と比しても重要度が高い）。これらの予見可能性向上のためには、JCM プロジェクトの実施プロセスに係るタイムラインの明確化が重要となるが、スピーディなプロセスなど民間企業のニーズにも配慮する必要がある。

また、これまでに政府資金支援事業で使用されている PIN の送付などの事前確認手続などを参考に、JCM プロジェクトの実施プロセスに入る前段階で民間企業が任意で利用可能な事前確認プロセスを導入することが望ましい。具体的には政府資金支援事業のプロセスとの整合性を考慮しつつ、民間企業からの提案を前提として、当該提案内容を踏まえた日本国政府内関係部門による事前調整を経て、JCM 事務局からパートナー国に対し事前確認を実施するプロセスを、パートナー国の負担にも配慮しつつ、整備すべきである。ただし、特に民間 JCM プロジェクトは、政府資金支援事業と比して政府からの支援状況の違いがあることにも鑑み、民間企業にとって過度な負担に繋がらないことや、同プロセスを通じて提供される情報の機微性への配慮（事業活動における機密情報等）など民間企業による事業実施の妨げにならないことに留意する必要がある。

事前確認プロセスの実施に当たっては、日本国政府は、大枠として主に以下の情報を含むガイダンスを民間企業に対して公表しつつ、あくまで民間企業側の任意の判断に委ねるべきである。

- 民間 JCM プロジェクトの対象類型の例示
- 事業におけるクレジット配分方法の考え方
- 日本国政府の支援
- 適格性要件（GHG 削減規模等）

民間企業は、同ガイダンスを確認の上、PIN に類似する申請文書を作成し日本側の JCM 事務局に

提出することが考えられる。申請文書に網羅すべき項目の例を以下に記すが、具体的な記述内容は提案民間企業側と個別に調整しながら決めていくことが望ましい。

- 事業概要
- 導入予定の脱炭素技術・設備等の詳細
- 排出削減量算定手法および削減効果
- 事業実施に関する貢献の説明
- クレジット配分案

(別添：民間資金を中心とした JCM プロジェクト「事前確認」実施プロセスのイメージ)

## 2.2. 個別プロジェクトベースでの支援

民間 JCM プロジェクトの促進にあたっては、2.1. で述べたような制度全体に関わる横断的な支援に加えて、個別プロジェクトの組成および実施に対する支援も望まれる。具体的には、①案件組成に向けた実現可能性調査（FS）等への支援、②GHG 排出削減量の算定方法論の開発から削減量の検証までを含めた GHG 排出削減量の MRV 作業に対する支援を、一律にではなく、民間企業の個別提案内容を踏まえて、必要性、予算的制約等に応じ、関係省庁における既存リソース等も踏まえて個別事業毎に検討すべきである。

### ① FS 等への支援の考え方

民間 JCM プロジェクトは、民間企業による主体的な実施が前提であり、以下の視点に立って、案件の内容や民間企業の要望に応じた支援を実施すべきである。

- FS からの案件実施に繋がる可能性をできる限り高めるべく、案件の熟度や民間企業のコミットメントを厳正に審査する。
- 後続事業による大量の削減が見込まれる新規分野の案件若しくは民間企業のみでは組成が困難な大規模案件等を主な支援対象とする。

本支援から 2.1.3 で述べた事前確認プロセスへと繋げることで、JCM プロジェクト化の予見可能性を高め、個別プロジェクトの案件組成に資する。

### ② 方法論開発から MRV 作業に対する支援の考え方

従来の政府支援に基づく JCM プロジェクト（NEDO の民間主導による低炭素技術普及促進事業や環境省の JCM 設備補助事業等の政府資金による支援）では、方法論策定、妥当性確認、登録、検証、発行申請などクレジット発行に至るまでの MRV 手続きの実施が政府資金により支援されてきた。具体的には、MRV 手続きを支援するコンサルタントや妥当性確認および検証を行う第三者機関（TPE）への業務依頼費用が政府により負担されている。

民間 JCM においては、民間企業による個別提案内容を踏まえて、必要性、予算的制約等に応じ、

以下のような支援を個別に検討すべきである。

- 方法論が未策定の新規分野の案件若しくは民間企業のみでは MRV の実施が困難な案件等を主な支援対象とすることが適当である。
- 方法論が JCM プロジェクトとして策定済みで実施事例が多い案件（太陽光発電など）については既存の JCM 情報提供プラットフォームを紹介し、相談・支援窓口（既存 JCM プロジェクト推進機関を想定）による MRV 支援のワンストップサービスを提供する。
- 事業から創出されたクレジットを政府が日本の NDC に活用可能とすることを前提に、上記に該当しない案件も、民間企業による個別提案内容も踏まえつつ、支援の可否を検討する。

以上

#### **<参考 1>今次検討会では議論していないが、今後別途の検討が必要な項目**

- ・クレジット活用に関する情報提供体制の整備

#### **<参考 2> クレジット取引**

出席委員より、本検討会の議論対象ではないことを前提として、クレジット取引について以下の意見が表明された。

- ・民間企業の JCM クレジット取得インセンティブを高めるためには、中長期的にはクレジット市場が重要であり、クレジットの金銭的価値の創出が民間企業にとって重要である。そのためには、JCM クレジット取引市場の整備などが求められる。
- ・2030 年までの累積で、1 億 t-CO<sub>2</sub> 程度の国際的な削減・吸収量の確保という野心的な目標に鑑みれば、クレジット売買を促す市場等が必要である。
- ・本検討会では、2021 年の COP26 でパリ協定 6 条の実施指針が合意されたことを受けて、現行の JCM 制度を前提に民間による更なる JCM の活用を図ることを目的に検討されたが、我が国民間企業とパートナー国民間企業による JCM プロジェクトによる削減・吸収を更に拡大するためには、現行制度をレビューし、必要に応じ改善についても別途検討される必要がある。



民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

木村 祐二	公益財団法人地球環境センター 常務理事・東京事務所長
高橋 健太郎	公益財団法人地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域 副ディレクター
二宮 康司 (座長)	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループ 研究主幹
平井 靖司	株式会社国際協力銀行 経営企画部企画課長
本郷 尚	株式会社三井物産戦略研究所 国際情報部 シニア研究フェロー
吉高 まり	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経営企画部副部長 プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト

- JCM 実施担当省：経済産業省（運営主務：産業技術環境局地球環境連携室）、環境省（運営主務：地球環境局市場メカニズム室）、外務省、農林水産省・林野庁、国土交通省
- オブザーバー：経団連
- 事務局：三菱総合研究所

民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会

開催経緯及び議題

第1回 (2021年12月7日)	(1) COP26 での議論状況について (2) 検討会趣旨・目的の説明 (3) 検討会論点および事務局調査内容の説明 (4) 検討会論点および事務局調査内容に関する議論 (5) その他
第2回 (2022年1月20日)	(1) 前回会議のポイント (2) 民間による JCM 活用のための促進策のとりまとめ方針 (3) 促進策の検討にあたっての個別論点の整理 (4) 民間による活用のための促進策のとりまとめ骨子
第3回 (2022年2月25日)	民間による JCM 活用のための促進策のとりまとめに向けた提言（案） について

(別添)

# 民間資金を中心としたJCMプロジェクト「事前確認」実施プロセスのイメージ

(※)本資料はあくまでイメージであり、民間JCM事業が初めてとなるパートナー国に対してはまずは個別事業の内容等に応じた丁寧な対応がより求められる

(黒字: 検討済みの課題、緑字: 今後の検討を要する課題)

各手続きの実施者	想定されるプロジェクト参加者の具体的対応事項	プロセス上の課題・対応事項
プロジェクト参加者	検討中の事業がJCMとなりうるかの確認(個別事業内容等に応じた日本政府関係省庁との調整)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請様式・プロセス等の公表(説明会等を含む)</li> <li>プロセスの透明性の確保(対象事業類型や適格性要件など)</li> <li>日本政府側の相談受付体制の整備</li> <li>個別提案内容に応じたMRV支援等の案件形成支援の具体的検討</li> </ul>
プロジェクト参加者	方法論の作成、削減・吸収量の予測、事業性の検討、「日本の貢献」、「クレジット配分の考え方」等の具体的検討 など	
プロジェクト参加者	JCM事務局への申請(日本政府内での審査を経て、事務局からパートナー国へ提出)	
日本政府	事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府としての事前確認はどのような主体として行うか。JCメンバーか。そのばあい関係省庁は案件毎となるか。</li> <li>どのような形でプロジェクト参加者に周知するか。</li> </ul>
JCM事務局(日本政府)	パートナー国からの照会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手国政府への事前確認依頼の実施方法</li> <li>相手国政府の照会事項に対するプロジェクト参加者への照会、確認方法</li> </ul>
パートナー国	事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナー国からのどのような行為をもって「事前確認」を判断すべきか(「クレジット配分の考え方」への事前同意を含む)</li> </ul>
プロジェクト参加者・合同委・第三者機関(TPE)		<ul style="list-style-type: none"> <li>個別のプロジェクト実施支援(MRV支援)</li> <li>プロジェクト参加者へのプロセス進行状況に係る情報提供のあり方</li> </ul>

事前相談等

案件形成

案件申請

日本国政府・  
パートナー国政府への  
事前確認

合同委プロセス  
(方法論の提出～ク  
レジットの発行  
(次ページ参照)

# JCMとCDMのプロジェクトサイクル

JCM

<各プロセスにおける主な活動主体>

CDM (京都議定書制度)

プロジェクト参加者 / 各国政府  
又は合同委員会により開発可能

提案方法論の  
提出

プロジェクト参加者

合同委員会

提案された  
方法論の承認

CDM理事会

プロジェクト参加者

PDDの作成

プロジェクト参加者

第三者機関(TPEs)

妥当性確認

指定運営機関(DOEs)

合同委員会

登録

CDM理事会

プロジェクト参加者

モニタリング

プロジェクト参加者

第三者機関(TPEs)

検証

指定運営機関(DOEs)

合同委員会が発行量を決定  
各国政府がクレジットを発行

クレジット発行

CDM理事会

同じTPEにより実施可能  
同時実施可能

## 既存のJCM資金支援事業プロセス等において提出が求められる資料

- 環境省の設備補助事業、NEDOの実証事業、国連CDM/JIでは、申請時に以下の資料の提出が求められるが、相手国政府への事前確認や日本国政府への申請に当たっては、どの程度の情報を求めるべきか？(設備補助事業では事業概要(PIN)のみを採択前にパートナー国に共有・意見照会を実施)
- なお、これらの資料はあくまで採択審査において必要とされるものであり、民間JCMでもこれらすべての情報が自動的に必要となるわけではない。

	環境省・設備補助事業	NEDO・実証事業(委託)	国連CDM/JI(日本側の政府承認時)
案件の内容に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実施計画書 ※以下のような事項を記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業概要・計画</li> <li>✓ 導入技術・設備、調達先</li> <li>✓ 事業の効果(排出削減総量、費用対効果)</li> <li>✓ 事業の性格(想定されるリスクと対処方法、事業の公益性、環境・社会経済への影響、持続可能な開発やSDGsへの貢献)</li> <li>✓ 資金計画と採算性</li> </ul> </li> <li>■ <u>事業概要(PIN)(英文)*パートナー国にも採択前に共有・意見照会</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案書 ※以下のような事項を記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業概要</li> <li>✓ 実証技術・システム概要</li> <li>✓ 排出削減効果</li> <li>✓ 政策連携・制度整備</li> <li>✓ 普及戦略・ビジネスモデル</li> </ul> </li> <li>■ 事業概要(英文)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共同実施/クリーン開発メカニズム事業承認申請書(日本語・英語)               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プロジェクトの実施主体(国内外)に関する情報</li> <li>✓ プロジェクトの説明(対象地区の概要、事業概要、対象とするGHG、スケジュール、ホスト国SD達成への支援、課題)</li> <li>✓ ホスト国の承認の可能性に関する情報</li> <li>✓ 環境への影響</li> <li>✓ 資金源(資金源、ODAの流用確認)</li> <li>✓ プロジェクトの効果の見込み(ベースライン削減・吸収量予測、プロジェクト実施の削減・吸収量予測)</li> <li>✓ 希望するプロジェクトのト支援担当省庁</li> </ul> </li> </ul>
案件の経済性・実施体制に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経費内訳</li> <li>■ クレジット配分に係る合意書(英文)</li> <li>■ 代表事業者届出書</li> <li>■ 国際コンソーシアム協定書</li> <li>■ 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 積算内訳</li> <li>■ 経済性評価関連資料</li> <li>■ リスク管理シート</li> <li>■ 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※申請書には以下を添付               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プロジェクト設計書</li> <li>✓ 実施主体の財務状況(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書)</li> <li>✓ 企業秘密(非開示を求める事項がある場合、その旨を記載)</li> </ul> </li> </ul>

出典)GEC「令和3年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業の公募について」  
 NEDO「2021年度「民間主導による低炭素技術普及促進事業/低炭素技術による市場創出促進事業(実証前調査)」に係る公募について」  
 共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針